

農地中間管理機構(仮称)検討に当たっての論点

I. 基本的考え方

農地中間管理機構(仮称)の活用によって、

1. 優良農地が機構に貸し出され
2. 機構により、農地が集積、大規模化され
3. 生産性が高く経営力のある担い手に利用される

ことにより、農業の生産性向上を図り、民間活力の利活用により農業分野のイノベーションを起こす必要がある。

以上のことを、財政コストを最小化して実施していかなければならない。

II. 個々の論点

○これまでの経験は生かされているのか

- ・農地の集積は、農水省が長年取り組んできて解決できていない課題。これまでの施策の反省点、上手くいった事例から学ぶべきこと、体系的に整理した上で、制度設計がなされているのか。

○農地塩漬機構としてはいけない

- ・農地の借り入れに一定の制約と付けることや賃借契約解除により滞留防止することは評価。
- ・農地の借受けと貸付けを同時に行う(「農地利用配分計画」の策定と同時)ことで、「滞留」を抜本的に避けるべきではないか。

○農地の円滑な集積がなされる仕組みとすべき

- ・農地の出し手及び受け手へのインセンティブをどのように設定するべきか。その際、既存の各種助成金等を温存するのではなく、抜本的に見直すべきではないか。
- ・また、出し手に対してインセンティブだけでなく、農地の集約化に向けて、機構に権限を持たせるべきではないか。
機構の権限と現行農業委員会の権限をどう位置づけ、調整するのか？
- ・農地のリース料をどのように設定するのか。明確な算定式に基づく透明性のある価格とすべき。

・農地の集積に当たっては、賃貸のみならず、農地を売りたい人もいるのでこの方達への対応を考えるべき。

○農地の貸付けが公平・公正になされる仕組みとすべき

・農地は農業を行う上での経営資源。企業の持つマーケティング力、販売力、人材を活用しないと農業分野のイノベーションは起きないと認識に立ち、農地は「集落のもの」という考えを乗り越え、技術力・企画販売力(6次産業化の展開)等の優れた経営資源を有する競争力のある農業者(経営体)に農地を公平・公正に活用させる制度設計になっているか。

・農業の競争力を強化し、農業所得の向上を図るためには、6次産業化が最有力の手段であることに鑑み、中間管理機構と、農林漁業成長産業支援機構との連携を明示すべきではないか。

「人・農地プラン」の位置づけが適切か。地域の既存の営農者への貸付けに偏った制度とならないか。集落の外部の潜在的な参入候補である企業等にも公平に機会が与えられるべき。

まず最初に公募すべきではないか。

農地情報の積極的公表により、地域に新たに農業参入を検討している者の参入を促進すべき。

機構は、既存の営農者の情報だけでなく、地域に新たに農業参入を検討している者の情報も収集すべきではないか。

貸付けの基準を明確化し、競争力のある者に優先的に貸し出す仕組みとすべきではないか。

運営委員会は何を決定するのか。その決定が、恣意的にならない担保(権限、人員構成等)をどう取るか。意思決定プロセスの透明性確保、説明責任を明示すべきではないか。

・農地の貸付けに関し、機構は説明責任(貸した理由、貸さなかった理由)を負うこととし、運営の透明性を確保すべき。

・そもそも、農地の集約を図るにあたっては、受け手のニーズを踏まえる必要がある。そのために、機構や地方公共団体は、受け手のニーズ調査を幅広く行う必要があるのではないか。

○機構の業務実施に当たっては優先順位をつけるべき

・機構の業務は、競争力強化の観点から優先順位をつけ、優良農地から行うべき。この点を農地の出し手への対応も含め制度的にどう担保しているのか。

・耕作放棄地対策と競争力強化は分けて考えるべきではないか。

- ・機構の事業目的を明確にすべき。

○機構の業務の適切性の確保

- ・中央と外部の有識者等により、各都道府県の機構の評価を定期的に行い、その結果を公表すべき。その結果を踏まえ、農水省は好事例を横展開していくべき。その際、機構の業務目標や成果目標に対応した項目に沿って評価すべき。また、国費の投入については、傾斜配分を毎年、その評価のもとに行う。
- ・同様に、運営委員会の活動についても事後評価すべき。
- ・国の財政投入が前提である以上、国が責任をもって生産性向上を推進していくべき。国の責任については厳格に規定すべき。
- ・機構の業務の委託・再委託先はどのような先か。責任の明確化の観点から多段階の委託は避けるべきではないか。利害関係者となりうる者(地元農業関係者等)に委託することは適切か。民間活力を利活用し、たとえばビジネスとして不動産業に委託することがふさわしい場合もあるのではないか。

○財政投入する必要性を国民に説明できる制度となっているか

- ・持続可能な農業の構築のために総合的な対策を取っていく、その中で機構の設立が必要であることを説明する必要があるのではないか。ただ機構を作るだけでなく、既存の制度(農業委員会の在り方、補助金等の在り方等)も併せて見直すことを打ち出す必要があるのではないか。
- ・基盤整備は、真に競争力強化に資する場合に限る必要がある。このための歯止めは掛けられているのか。受益者負担無き事業は膨張するので、地方公共団体等に適切な負担を求めるべきではないか。これまでいわゆる農業土木事業では、原則として、国50%、都道府県25%、市町村10%、受益農家(所有者)15%という負担割合を基本として実施という制度設計となっている。これをベースとして受益者負担のあり方を考えるべき。受益者が負担のための資金が必要になる場合は「ファンド」の活用等の施策を考えるべき。

○明確な成果

- ・まずは目に見える成果を出すべき。「取り組みやすい地域」からではなく、「成功モデル地域」をパイロットモデルとして設定すべき。
- ・この施策により農業の生産性向上を図るが、具体的成果目標は何か。「日本再興戦略」では様々なKPI(担い手による8割の農地の利用、コメ生産コストの4割減、法人経営体数を5万人等)を掲げているが、生産性向上を測る成果目標(生産額、雇用等)とその達成年次を掲げるべき。